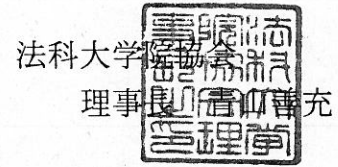


法務省大臣官房人事課長殿



冠省

本日、東北大学法科大学院から、今回の東北関東大震災に起因して、5月に実施予定の司法試験に関し、

- 1 仙台試験会場の早期決定および周知、並びに、
- 2 被災学生に対する追試験実施の検討、

の2点の要望を法務省司法試験委員会に提出するにつき、法科大学院協会としても、それをサポートしてほしい旨の要望書が協会事務局に届きました(別紙)。

法科大学院協会理事長としては、司法試験の公平の見地から、1の要望については、協会として同様の要望をしたいと存じます。

2の要望については、種々の問題が予想されることから、協会として積極的にコミットするものではありませんが、このような要望が協会宛にも来たことを事実としてお伝え致します。

草々

平成23年4月4日